

日野市議会会議録

昭和63年第1回臨時会

第1号

2月18日開会

2月18日閉会

日野市議会

日野市立図書館 ☎81-7354



1575558

昭和63年 第1回臨時会日程

2月18日 (木曜日) 会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、
審査報告

昭和63年
第1回臨時会 日野市議会会議録目次

○2月18日 (木曜日)

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
(議案上程)		
議案 第1号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について	6
(議案審査報告) (総務委員会)		
議案 第1号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について	43
閉 会	48

2月18日 木曜日 (第1日)

昭和63年 日野市議会会議録 (第1号)
第1回臨時会

2月18日 木曜日 (第1日)

出席議員 (30名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	永原照雄君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

本日の会議に付した事件
日程第1から第4まで

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 川久保友子君

議事日程

昭和63年2月18日(木)
午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
(議案上程)
日程第3 議案第1号 日野市市税条例の一部を改正する条例の改定について
(議案審査報告) (総務委員会)
日程第4 議案第1号 日野市市税条例の一部を改正する条例の改定について

午前10時35分 開会

○議長（黒川重憲君） おはようございます。これより昭和63年第1回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

日程に入ります前に、理事者より発言の申し出がありますので、これを許します。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは、日程の前でございますが、2月1日で人事異動がございましたので、答弁者の交代でございます。建設部長、伊藤正吉さんが退きまして、かわりに永原照雄が建設部長として（「市長が言うんだよ」と呼ぶ者あり）——失礼しました。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 失礼いたしました。

2月1日付、建設部長、伊藤正吉、参与に発令。かわって永原照雄が建設部長に就任をいたしました。

ここに御報告を申し上げまして、今後の御指導をお願いする次第です。

○議長（黒川重憲君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については会議規則第81条の規定により、議長において

28番 名古屋 史郎 君

29番 竹ノ上 武俊 君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（市川資信君） おはようございます。議会運営委員会の結果につきまして御報告をさせていただきます。

御承知のとおり、本日招集されました昭和63年第1回臨時議会に付議されます議案は1件でございます。この案件に基づきまして、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、先ほどまでこの取り扱いについて協議いたしました。

その結果、配付の議事日程のとおり、この後、議案第1号を上程し、委員会に付託されました後、休憩をとり、その間、委員会審査を進め、審査終了後、審査報告をお願いするという日程と相なりました。

したがいまして、会期は本日1日と決定いたしましたので、御確認の上、報告とさせていただきます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

これより議案第1号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 本日は突然臨時議会をお願いをする事態が生じたので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第1号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

都市における異常な地価高騰による市民の税負担を一時緩和することを目的として、都市計画税を軽減するため、日野市市税条例の一部を改正するものであります。

なお、この機会に納期前納付の報奨金の限度額を改める件を、同一の議案でございますので、あわせて提案をお願いしております。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） それでは、私の方から詳細説明を申し上げます。

お手元にお配りしました議案書の4、5ページをお開き願いたいと思います。

新旧対照表でございまして、これに基づきまして私の方から説明をさせていただきます。

まず第41条の3項でございます。前納報奨金の限度額を従前の1期15万円から5万円とする改正でございます。

前納報奨金の制度の経緯を若干申し上げますと、昭和25年に設けられまして以来、38年余を経過してございます。交付制度が採用された当時は戦後の混乱期でありまして、不安定な経済情勢のもとで、税収の早期確保を図ることが必要でございまして、その当

時の徴収方法は普通徴収のみでありまして、全体がこの制度の適用を受けることができませんでした。その後、特別徴収の制度ができて、納税者との間に不公平を生じることがありました。現在では、この制度が当初と違いまして、金利的な性格に変容するという指摘もございまして。

都下26市におきまして、この制度を実施しているのは、現在8市のみという状況でございます。あとの市は廃止等をいたしているわけでございます。その8市の中で7市が5万円の限度額を用いている現状でございまして、当市でも15万円から5万円をお願いをしたい、ということが今回の改正でございます。

それから、次の66条の第3項でございます。固定資産税の納期でございますけれども、これは地方税法の一部改正で、税額等の端数計算の基準額の引き上げによりまして、納期限ごとの分割金額が1,000円未満の端数があるときは、最初の納期に合算をしてする、という法律の改正がございました。これによりまして改正を行うものでございます。

それから、次の6、7ページでございます。

69条の3項でございます。これは先ほど申し上げましたように、前納報奨金が市・都民税と、それから固定資産に分かれてございます。そういうことで69条の3項は、固定資産にかかわる前納報奨金の関係の改正でございます。

それから付則でございますけれども、付則の第28条を新しく1条追加するものでございます。地方税法の第702条の3と日野市市税条例の第133条によって、都市計画税の税率が100分の0.3となっております。この税率を、昭和63年度から昭和65年までの3年間、時限立法によりまして、現行の税率を0.025引き下げまして100分の0.275とするものでございます。

それでは、今申し上げました軽減の改正内容を申し上げます。

昨年来より都市及びその周辺区域にわたって、地価の異常な高騰に対応するため、まず東京都が23区を対象に、区民の税負担の緩和を目的に、200平方メートル以下の小規模住宅地におきまして、今後3年間、都市計画税の負担軽減を図る、ということを決断をいたしました。200平方メートル以下のみを対象とするのには法律上の不均一課税となりますが、地方税法の第6条第2項によりまして「地方団体は、公益上その他の事由により、必要がある場合においては不均一の課税をすることができる」と規定してございます。東京都の場合、公益上の理由として、マイタウン東京を目指す東京都として、区部における人口定住の確保を税制面から補完する、ということで決定をしたものであります。

既に新聞報道で御承知のように、都下各市におきまして、東京都と同様、市民の税負担の緩和を目的に軽減を行う発表がございますが、先ほど申し上げましたように、200平方メートル以下を対象とする東京都方式の不均一課税、これは都下の各市では公益上の確たる事由がございません。一律都市計画税の税率を引き下げる、ということの対応で各市でも求めているわけでございます。

日野市の場合、既に、さきの一般質問等の中でお答えをしてきたとおり、都市基盤の整備、それから都市としての機能整備の事業に充当する極めて多くの財源を今後必要といたします。異常な地価の高騰は、一般住宅所有者及び商業を営む中小企業者などに、すべての市民生活に不安を与えているというところでございまして、本市においても確たる公益上の事由もなく、都下各市と同様、都市計画税の一律税率を引き下げることに決定をしたわけでございます。議会にお願いを申し上げるところでございます。

なお、この税率の改正についてでございますけれども、課税額の基本となります土地の評価額でございますけれども、本市の場合は、全用途平均が11.8%でございます。26市の63年度評価替え状況は平均10%となっておりますが、日野市においては、従来から上昇率の幅を低く抑えてきていましたので、昭和63年度固定資産税評価の指示平均価額が、宅地1平方メートル当たり26市平均で4万5,075円でございますけれども、本市の場合、3万3,948円となっております。このことによりまして、地価の公示価格に対します評価割の割合であります達成率でございますけれども、26市平均が19.02%に比較しますと、本市の場合は13.91%で低位というふうになってございます。

各市の対応には、今日の評価替えによる平均上昇率に見合った税率で対応している市、また3年間で税率を改正する市等、その対応はまちまちでございますけれども、本市にとっては今後、先ほど申し上げましたように、多額な財源を必要といたしますし、次回の評価替えを緩和する中で、このような税率を決定した次第でございます。

これによりまして都市計画税の減収でございますけれども、この率を使いますと、昭和63年度で約1億1,950万円、3年間で約3億6,790万円の減収となる見込みでございます。

それから小規模住宅用地、対象を165平方メートル、これは50坪でございますけれども、それから家屋80平方メートルでは、現行税率に対しまして改正案の税率で計算いたしますと、固定資産税と、それから都市計画税を合わせまして、63年度では1,800円程度の軽減でございます。3年間で5,600円の軽減と相なります。

改正について、以上説明を申し上げました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

す。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 都市計画税の軽減について御質問します。

昨年の暮れからことしの初めにかけて急騰な円高に見舞われたときに、国際的な問題として、国内の内需拡大が大きな話題になったわけでございます。御案内のように輸入が大幅にふえて、内需も順調に拡大をしているということで、現状推移をしていることは御案内のとおりでございますけれども、そういった観点から、内需拡大とこの都市計画の減ということでお聞きしたいわけでございますけれども、ただいま市民部長の方から詳細にわたって御説明がありまして、それはそれなりに評価もし、市民にとっては大変ありがたいことでございますけれども、なぜ0.275になったのか、具体的な理由をお聞きしておきたいということと、日野市は御案内のように大変まちづくり、特に都市基盤整備がおこなわれているという現状にございます。内需拡大もこういったそのおこなわれている社会資本の整備をまずやろうということで、政府が6兆円の補正予算を組んだのもそこにあったわけでございますけれども、そのおこなわれている基盤整備との関連、これを当局はどのようにとらえているのか。

今、減収がかなりになるという御説明がございましたけれども、その減収分をどうやって今後カバーして、おこなわれているまちづくりを進めていくのか、この辺のところをもう少し具体的にお聞きをしたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ただいまの質問につきまして、特に議会の議員各位に御理解をお願いする意味を込めて、お答えをいたします。

昨年12月の定例議会におきましても、数名の方から土地の異常高騰に対しての何か対策、とりわけ減税措置ということは考えられないか、なお、その背景には土地の異常高騰のことと、それから、ちょうど昭和63年、来年度が固定資産の見直しの、評価の見直しの年に当たる。この異常高騰が直接、税額に連動するだろう、こういう認識を市民の方が持たれることは当然だと思います。事實は、今回の評価の見直しは10%少々という程度ではございますが、その次の3年後、つまり66年の見直しの節には、まさにこの異常高騰が直接影響を及ぼすことは、これは推測できるところでございます。

かねて東京都議会におきましても、62年度の予算審議の上で、税制上の何らかの措置を図れ、という付帯意見が付せられたというふうに伺っておりました。都は、今回、1月の末でございましたが、その措置を発表されました。これは東京都の都なりの理由で、

つまり公益性ということのために理由づけられておりますが、しかし、同じ都民である多摩の市民に、意識の上で、また感情の上で波及しないはずはないわけでありまして、その点を各市の執行側の者といたしましては極めて憂慮をしたところでございます。

そして、これまでお答えいたしておりますとおり、東京都に動きがあれば何らかの伴う措置をとらなければならない、そのように考えております。しかし、今日の日野市の事情は、御承知のとおり都市計画税を財源といたします、いわゆる都市計画事業、それは公共下水道事業であり土地区画整理事業等でございますが、まさに都市基盤整備事業に真正面から取り組んでおると、こういう事情を考えますと、対応できる考え方としては極めて小幅にならざるを得ない、こういう事情もございます。

そこで各市の動きのこともございますし、市長会の役員会でも急遽協議をいたしまして、都市計画税の減額、減率、このことは各自治体の固有の責任で考えるべきである。しかしながら、各市においては既に議員提案という形で審議、その定率議案の審議されておる市議会もございまして、そういう事情を勘案して、また過去に、区部に近い武蔵野市、三鷹市、これらにおいては数年前から多少の手心が加えられてあったと、こういう事情もありまして、画一性のことは困難である。したがって各市の独自の判断で対処すべきである、こういう認識に立った次第でございます。

日野市の場合、今、市民部長が説明を申し上げましたとおり、一方は事業に対します期待財源といたしまして、一番重きを置く都市計画税のことでございますし、また、市民感情に対応する措置として、権限上可能なのは都市計画税のみでございますので、誠意は尽くす、それから実質はそう華々しいことではございませんが、そのことをよく理解をしていただく、このことが特に当面する私どもの責任である、こう考えております。急遽、臨時議会までお願いをした意味もそういうことでございました。来年度の予算編成に当たりましても、同時提案という形ではかえって恐縮だ、こういう考えも持ったところでございます。

今御質問の具体的な理由というのはそのあたりでございますし、また基盤整備のためには、財源が少しでも多いことを望むわけではございますが、他の、つまり入るを削って出るを制する、そういう考え方を予算編成に向かいましても十分心構えといたしてまいりました。

奥住議員さんの質問は、内需拡大と都市計画税をいじるその直接の理由と、こういうことでございますが、日本の国内の景気、消費の拡大、つまり経済を活性する手段としての内需の拡大、そのこととあわせまして、また本当のわずかな金額ではございますが、

市民に若干の税率を下げるということで、これが大きく内需拡大に影響するなどとは思いませんが、自治体としての誠心誠意ということを市民の各位に御理解をお願いをしますと、こういう考えでございます。

不十分な点もあろうと思っておりますが、そういう考えを持ちまして今回の提案をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 親切丁寧に御答弁いただきましたので、余り言うことはないんですけども、今、市長が確かに収入がふえれば個人消費が拡大するという、そういう考え方は我々もよく言っておりますのでわかるわけでございますけれども、少なくとも市民からいろんな要望があったときに、いや、実はそれもやってやりたいんだけど、税金が非常に厳しい、税金難であるということで、それを理由にして現状のその生活がレベルダウンするということは問題がありますので、その辺は絶対にそういう言い方はしないように、ひとつ要望をしておきたいというふうに思います。

それと、きょうはこの程度でやめますけれども、そのための内部努力、これを今後強く提言等含めながら、今後言っていきたいというふうに思っております。特に機構改革、この面については、それをやることによってかなりのまた財源が生まれるということも考えられますので、その辺は今後の課題として、きょうのところは要望程度におさめておきたいということで、繰り返しますけれども、税金が数億減ったので、やりたいまちづくりが出来ます、という答弁だけは、ぜひなさらないようお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 何点かお尋ねいたします。

まず、手続的な話で恐縮なんですけれども、非常に私も個人的にはびっくりしていますので、ぜひその辺から答え願いたいと思います。

第1点は、臨時会の招集は市長の権限ですから、その辺については特にどういうことなのかなということで、先ほど恐縮ですが、という話があったんですけども、私は個人的に、この話が出てきたときに、当然3月の定例会のときに出てくる話だろうというふうに理解をしておりました。で、そのための説明を市民部長が資料を配付等されて、事前に御了解を得る作業があるんだろうなというふうに理解をしておりました。

ところが、突然18日という形で出てきたわけでありまして。議長も大変困られたと思っておりますが、その辺、定例会に出されても十分私は間に合うのではないかなという意見を今

でも持っていますので、その辺どうして、あえて臨時会の招集ということを開いて審議に付されたのか、その辺をすっきりとお答え願いたいと思うんです。

臨時会の招集というのはもう余りない方がいいわけですから、むしろ定例会で審議できるような形であれば、それでやるのが普通ですし、安易にですね、私、あえて言いますが、安易に招集されたんではかなわないというふうに思いますので、その辺、どうして定例会に出さなかったのか。その辺ちょっと、今でも私は不自然に思っていますので、お答え願いたいというふうに思います。

それから、第2点目は都市計画税の減税の話で今出ているわけですが、これだけ市民の方の関心があり、非常に重要な審議になるであろう件について、我々のところには何も資料がないわけです。これは総務委員会の方に付託をされて、そこで詳しい資料を提出されればそれで済むというふうなお考えがあるかもしれませんが、それは私は間違いだと思います。

本会議で一人ひとりの議員の方に十分に審議をしていただくというのは、やはり前提ですから、我々が情報を持っているのは新聞の切り抜きぐらいなものですからね、これは個人的な努力で求めればそうかしれませんけれども、今、市民部長が資料として御答弁なさった豊富な資料をむしろいただきたい。

奥住議員の方からも、要するに減税についての長所短所といいますか、そういう点の話もあったわけですから、何も資料がない、それで御審議ください、という形は私は非常に議会に対して、あえて臨時会を開くことからいっても、何をお考えになっているのかなというふうな率直な意見です。むしろ事前に豊富な資料を提供していただいて俎上にのせる、というのが私は大事なことではないかなと思いますので、できれば今資料を全30人の議員に配付をしていただきたいというふうに思います。それが第2点です。

それから、中身に——そうですね、とりあえずその2点、ちょっと御答弁願いたいと思いますが……。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 資料は早急にお配りをさせていただきます。

それから、臨時議会をなぜ開くことにしたかと、これもまたごもっともな質問だと伺っております。臨時議会は、要するに急務を要する、そういう要件が必要だと思っておりますが、このことにつきましては、3月第1回定例議会を前にして臨時会を今回お願いをした。このことは、私といたしましては、昨年12月議会に数名の方からも質問をいただき、都が何かの措置をされた際には、我々もまた連動して措置を考えなきゃならない、

というふうにお答えをいたしておりました。その意味もありまして、なるべく早い機会に正規の形で御審議をいただくということを思い立ちました。

予算編成をなるべく歳入歳出ともに正しい数値で御審議をいただく。これは条例を提案し、また、その条例の内容を予算編成の中に数字として反映をさせることは可能ではございますけれど、このような私どもとしては、異例な措置は、やはり議会に前もって御判断をいただいております。このように考えました。

また一方、他市では既にこのことに関します情報が、議員提案が委員会に付託をして審議されているとか、そういう情報が議会に既に審議対象になっておると、そういう事例は他の市に多いわけでありまして、全く新規に提案をするというのは、きょう調べてみましたところ、つまり今までそういう情報が議会にお伝えできてなかったのは8市だけだというふうに調べてみております。

そういうことを含めまして、議長にもお願いをし、本件については特に予算編成の数字が扱える期間を持って議会の意思を決めておいていただくということが必要だ、こういう判断に立ちまして、急遽臨時会をお願いをすることにいたしました。

そういう次第でございますので、御理解を賜りたいと思います。

資料の配付は用意してありますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） 2点目の資料配付で非常に恐縮でございました。

総務委員会には資料ということで提出するということで考えておりました。それから、全議員さんにも配付をできる状態にしておこうということで、全部、要するに議員さんの数のものは印刷はしてございます。そういうことで（「配ればいいじゃないか」と呼ぶ者あり）そういうことで今行ったら配付をさせていただきたいと思うんですけれど……。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 今、ちょっと前後しますが、部長の方から、今これから資料をいただけるということですが、ぜひいただきたいと思います。それで中身が入っていくわけですから……。

それで、先ほど市長のお話は、予算編成の予算の数値とかを踏まえると格好悪いということだろうと思うんですけれど、今何点か臨時会を招集した理由についてお話がありましたけれども、最終的な比較、較量から判断しますと、定例会に招集を図ってやっても十分間に合うという話だと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）一つは、ほか

の市がやっているから、バランス的に早くした方がタイミング的にいいんじゃないかというお話だろうと思うんです。

定例会で十分間に合うということが言えるわけですから、私は突然という感じを非常に受けてますので、そういう形のものというのは慎重に諮っていただきたいというふうに思います。それは要望しておきます。

それで、資料の方をいただければありがたいんですけど——それじゃあ資料を今配付していただきながら、ちょっとお聞きしてまいります。

○議長（黒川重憲君） 本会議が終わってからじゃいけませんか。今配りますと場内が騒然としますので（笑声）ここを終了後に配りたいと思いますが……。夏井明男君。

○13番（夏井明男君） できれば本会議の質疑中ですから、今お配りいただければありがたいと思うんです。総務委員会に配って、あとの再度また本会議に審議されましょけれども、その後の質疑というよりも現在いただいた方がありがたいと思うので、それを要望したいと思うんですが……。

○議長（黒川重憲君） 今申しましたとおり本会議場でございますので、なるべく資料等の配付は差し控えたいと思います。したがって質問が終わり次第お配りいたします。よろしゅうございますか。それでも、どうしてもというのなら、休憩をして資料を配りたいと思います。（「休憩をやってくれ」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午後1時33分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 資料をいただきまして、ありがとうございます。

内容についてちょっとお尋ねいたします。

第1点は、年間のこの改正によって1億1,000万ぐらいの減収になるというお話なんですけど、3年間でトータルすると3億3,000万というお話ですけども、税の上昇分も含んだ計算でいきますと、計算の仕方によって違うでしょうけど、もう少し若干税の減収率が違うと思うんですけども、その辺はどうなのかですね、お尋ねしたいと思います。

それから第2点は、これは当然のことといえば当然のことかもしれませんが、3年間というお話がありまして、で先ほど市長の方からのお話でも66年以降がむしろ重大な問題を抱えてくる、というふうなお話もあったんですが、その3年間の意味の内容と、それにちょっと部長の方から御答弁いただければありがたいと思いますが……。

○議長（黒川重憲君） 市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） では、まず1点の0.275にした場合の減収でございますけれども、これは冒頭に御説明いたしましたように、63年度では1億1,950万、2年目で1億2,351万、それから3年目で1億2,480万というふうな減収を見込んでございます。これは、課税につきまして負担調整等の計算もこの中に入っております。そういう中で、金額がそれぞれ変化してくるというふうな内容でございます。

それから2点目の66年度の評価替えは、このことしの場合には58年の7月から61年の7月、要するに、その間の3年分の上昇率の平均を出して、そしてこの日野の場合には11.8%というふうになったわけでございます。そういうことで、66年度はちょうど土地の地価の高騰がもっとその後の盛んなとき、66年度の評価替えにその調査期間のものが入るわけですね。そういうことの中で66年度は恐らくもっと上昇率というんですか、これが大幅な数値を示すのではないかな、そういうふうな懸念があるわけでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） では市長に。むしろこの土地の暴騰がどういうふうにはね返ってくるのか、という話はこれから出てくるというふうに部長のお話もありましたけれども、市長は、基本的には先ほど、この改正案の理由というのは、税負担を市の財政全体のバランスを考えてこれらの率を決めたというお話がありましたけれども、基本的にはどういう方向でこの問題をこれからも、継続的な話になりますが、お考えになって取り組んでいくのか、その辺、基本的な考え方を教えていただきたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 昨年当初から土地の異常高騰現象が異常なまでに進行してまいったわけであります。それに対しまして、国土法だと思っておりますが、今、当市もやっておりますとおり100平米を基準といたします土地取り引きの監視の業務をやっておる状況でございます。近ごろ、その申し出の数量あるいは、その価格の指導を受ける、やや功を奏したかというふうにもとれる傾向もございまして、これから果たしてどうなっていくだろうか、これは国政はもちろん、地方自治体としても極めて関心の高い課題で

ございます。

そこで、本来固定資産を評価する仕組みが3年置きに行われる。それは過去の3カ年間の数値を平均するような方法で行われてまいるのが、行われてきているのが今までの方法であります。そこで、今後の都市計画税、固定資産税そのものの評価は、これは事務的に進む、放置すれば事務的に進みますし、何か手を打つとして地方自治体として権限の及ぶ範囲は都市計画税である。したがって、都市計画税の措置によって東京都も一定の施策が打ち出され、そのことがまた多摩の地域にも連動しておる、こういうことでございます。都市計画税、本来ならば本体であります固定資産税そのものに何か法的な措置が加えられるかどうか、これは今後の課題だと思っております。

そこで、現状で推移いたしますと、つまり今度の見直しは63、64、65、これが評価見直しの数値に取り入れられますので、66年の、つまり次期の固定資産評価の見直しは極めて数値の高いものになる可能性がある、こういうことでございまして、その際に、都市計画税のはね返りももちろんそうでございますが、そのときのことを考えますと、今回は実はちょっと提案のときも、先ほども私の感想を申し上げたわけですが、今回は、そう数値には大きい異常と言えるほどの変化はないわけですが、しかし、市民の側——納税者の側から見ますと、要するに今日の異常高騰の割合の数値が評価に直接反映する、こういう懸念が大きいわけがあります。

したがって、東京都の措置もそれを沈静する、こういう意味もあると思えますし、我々もそれに何らかの対応をしていかなきゃならない。この次こそまさにどうなるか、まだ未定ではございますけれど、そのときこそ本当に納税者にとっては大変なことになる。あるいは東京のその区部等におきましては、その税制のために、何です、納税ができなくて住みかえをしなきゃならない。つまりそのまま住んでおれなくなる。こういうことも考えられるわけでありまして、そのことが東京都の今回の措置にも、つまり公益性ということで理由をつけられてあると、こういうふうに聞いております。

つまり今度の、このたびは3カ年の措置ではございますが、この次は、つまりどうなるかまだ未知でありますので、したがって、この3カ年の措置にとどめておくと、こういう理由だろう、このようにも我々も考えておるわけがあります。

つけ加えますならば、今回、大幅な措置を行いますと、普通ならば3カ年の時限ということ、もとの率に戻るということでありますけれど、もとの率に戻るところではなくて、もっと下げなきゃならない理由に突っ込んでいくといいたいまいしょうかね、そういう状況になっていくだろうと、こういうことが予測できるわけがあります。そのことをちょっ

と申し上げたという次第です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 多少重複をするかわかりませんが、何点かお尋ねをしたいと思います。それから、あわせて新たに資料もお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

今この市税条例の改正の理由が市長から最初にも述べられまして、今質問者の質問に答える形でさらに付言されたわけですが、いわゆる異常な税負担の軽減をしたい、ということ、最初に市長はおっしゃったわけですね。今、市長御自身もお認めになったんですが、今回の固定資産の評価額の改定に伴うアップというのは、市民部長もおっしゃってございましたように、昭和58年の7月から昭和61年の7月までの3カ年をとっておりますので、都心の土地が急上昇して周辺地域にその影響が及んできたその背景というのは、今回の評価額の見直しには含まれない、そういう背景は成り立たないということですが、しかし、納税者の懸念を除去するために、不安を取り除くといえますか、そういう意味であえて市の条例をここで改正をして、都市計画税の見直しを行いたい、という意向のように私は理解をいたしました。

そうであれば、随分せこい減税幅だなと思っております。市長の提案の内容は、市長のさまざまな政策意図というのが背景にあるわけですが、随分けちった内容で市条例の改正をここで出してきた。果たして、これが減税という名に値するかなという気が非常に強くいたしております。

他市では、今状況がまだ決定をしていないところもあるようではありますが、既に三鷹や武蔵野ではかなり以前からこの都市計画税の減税を行ってきております。なお、例えば保谷市等では100分の0.25、1,000分の2.5ということで、かなり思い切った内容で減税を実現しているという背景が一つここで出てきております。そうしたことを考えますと、市民の減税を求める声にこたえていくということであれば、私は、せめてこのくらいの切り込みを持って、納税者の市民の懸念を取り除くということであれば、それに近い、また、それをもっと踏み込んだ減税をお考えになっても当然ではないかと思うわけがあります。その点、なぜこれだけの小幅な、何ていいますか、小手先だけの条例改正に終わってしまっているのか。私は、もう少し踏み込むべきではないかと当然思うわけですが、その点についてお尋ねをいたします。

それから、市長の先ほどのお話では、昭和63年度の来年度の予算は今回の議会で今やと審議を始めました、この条例改正が可決をされたという前提か、仮定か知りませんが、

1,000分の2.75の都市計画税の税率をもって編成をされているように私は受けるわけがありますが、このことは、まだ議会に本日提案をされ、どのような結果が、審議の結果生じるかわからない段階でありますので、議会の意向に沿って、議会の決定に沿って予算を組むというのが私は正道ではなかろうかと思うんですが、何ゆえ議会をつんば棧敷にして、のけものにしてこういう先行した形で予算編成を行われたのか、その点をお尋ねをいたします。

それから、最初に申しました資料の件であります、私は、せめて最低でも1,000分の2.5程度の減税ということであれば、納税者である市民の感情を考慮してという市長の考え方、これがもとになっているということであれば、当然その辺のものが私は出されてくるのが妥当だと思っておりますが、仮に100分の0.25で都市計画税の税率が改定をされる、減税が実現した場合には、先ほどは小規模住宅用地の場合に、昭和63年度で1,800円、本当のみみっちい額の減税しか実現できないという数字が出されました。資料にもそのように書いてありますが、1,000分の2.5の場合には、どの程度の減税が63年度数字として出てくるのか、減税額が示すことができるかですね、64年度、65年度、3カ年の時限条例だということであれば、63年度から65年度までの金額を、減税額はどうか。よそは大体これでやっているところもあるわけですから、多分そういう検討はされておられると思いますし、もしかすると資料も先ほどと同じようにつくられているかわかりませんが、それを教えていただきたいと思っております。

いずれにしましても、鈴木知事がせっかく都市計画税の税率はなかなかいじれない、そういう状況の中で道をつけてくれたわけですね。ですから、それに後はついていけばいいわけです。特に何か制裁といいますか、税率をここでいじったから制裁が何か発動されるというようなことは、もうこれだけ一つの気運が盛り上がっている段階では考えられないと思いますので、せっかくやれる機会が、堂々とやれる機会が来ているように思いますので、もう少し減税というからには、その名前にふさわしいような対応をしていただきたいと思うわけでありまして。

以上、3点についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 税制を、税率をいじる形で市民の懸念、不安を少しでも解消しよう、その措置に対して扱い方が小幅過ぎるではないか、こういう観点からの御質問と承りました。

そこで、私の知り得ている限りの表現をもって理解をお願いしたいと思います。東京

都の措置に対して、自治省当局は非常に厳しい指導というか、理論づけにつきましての異論を持っておると聞いております。つまり公益性ということの立証なくして全く正当性がない、しかもその波及する影響たるや自治体の本来の税源に、財源に該当する税目をみずから減らすという措置は一体何か。こういう論が出るのも一理あると思います。そして、東京都はそのことから、つまり公益性を持たない減税理由というものは、つまり不均一をとれない理由はそのあたりもあるわけでありまして、多摩の各市がですね。多摩の地域に対しては、都の当局の指導は全く都につき合ってはむしろいけない、理由なくして、かえって迷惑が拡大するといひましようか、そういう表現がなされております。

しかしながら、多摩の市長間におきましては、そういうまい使い分け、つまり都知事が東京特別市の市長としておやりになる措置ということですけど、多摩の都民が区部の都民とその処遇が違うということは、当然理論的にも感情的にも理解できないことになろうと思っております。したがって、この多摩の市長間の情報の範囲では、最大限に小幅ということで、何もしないわけにはいかないが、小幅ということでひとつそれぞれの自治体の市民に対する配慮といたしたい。区部に近い、つまり三鷹市あるいは武蔵野市、これは確かに議会の検討もあって二、三年前から、ことしが3年目でちょうど改定期間だと聞いてますけれど、多少手をつけたということはあります。

我が市が、もうちょっと続けますと、つまり頭越えの自治省の意向というのは、要するに隣の神奈川県や、それから埼玉県、千葉県に、これが波及するとまさに政治問題になりかねない、こういう意向もあろうと思っております。しかし、今日、異常高騰の状況に冷水を浴びせるには、やはり一つの効果のある措置である、こう解することも可能だと思っております。

そういう総合的な配慮のもとに、我が市といたしましては既に申し上げておりますとおり、都市計画税を財源とする都市計画事業を多岐にわたって、まさに最大限の規模で取り組んでおるとのこと。しかし、市民に対しては何らかの理解の措置も措置しなければならぬということ。それから、先ほど言いました3年後の措置ということは一体どうなるのか、これは未知数でありますけれど、論議なしでは済まないと思っております。

したがって、都下の各市もおのおの現在の財政事情もありましようし、都市計画の到達事情もありましようし、それぞれの数字が、数値が用いられておりますが、我が市では、つまり最初に区部に近い東の市がとった第一歩目の数値を今回適用しようと、こういうことを決めた一つの論理であります。

ですから、小幅といえ誠意は尽くしたと、誠意を持ってひとつ大幅で、本来は市民感情にこたえることがいいということも一面ございましょうけれど、しかし、また市民にもそのことを、我が市の事情を理解していただきまして、小幅ではありますけれど、若干の配慮はしたということで御理解もお願いできるかと思っております。

土地の異常高騰に対しましては、いろいろな手がこれから打たれていかなければなりませんし、異常な状態を沈静化させなければなりません。こういう課題についての論議は、その地価沈静にも効果のあることだというふうにも考えられますので、論議は論議としていただきますとともに、また市の、本市の納税者に対しまして一定の誠意というものも理解をしていただく。こういうことで議会でもお認めをいただきたいと思っております。

そのことが、今のそのことがなぜ間近の63年3月の第1回定例会、これに提案しても十分間に合うのではないかと、こういう論議も当然あり得るわけでございますが、私の心境といたしましては、税制に手をつけるという異常な措置でもございます。そのことを議会にまず御理解をいただくという手順をとることこそ誠意のあるまた対応だ、こう思っております。

それで、63年の予算編成案は一応まとめておりますが、率の決定によってその数値は今回提案するものを用いていきたいと、こういう考えでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） それでは3点目の御質問の、例えば0.25にした場合どのくらいかということの御質問でございますけれども、私の手元でございます資料から見ますと、165平米程度のモデルケースですね、納税者個々の金額のはじき出しはしてございませんけれども、全体の要するに税収のそれだけ減収するというふうな見込み額はございます。それを申し上げたいと思います。

例えば0.25の場合ですね、63年度——初年度は2億3,890万でございます。そうして、これを3年間ということになりますと7億3,540万程度の減収ということで、先ほどの例えば今回お願いしている0.275の数値から比較しますと1億1,900万程度多くなる、要するに減収が多くなるというふうな数字でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） それでは、もう一度市長にお尋ねをしたいと思いますが、市長は12月議会で川嶋議員も、今お座りになっておりますが、一般質問をなさいまして、そのとき、やはり都市計画税、固定資産税等の質問で減税の方向を求められたわけであり

ますが、その方向で市長に取り組みを求められたわけでありますが、見解は、市長の場合、市民部長も大体同じようなことを述べられました、非常に否定的な見解を、どちらかというとおっしゃってございました。それから、私がお聞きしましたときも、12月議会の段階ではこういうふうにおっしゃったんですね。「目的税でありますところの都市計画税である、それに対して軽減措置を図れ、あるいは図ろう、こういう状況が今回の都知事の表明であり、あるいは都下の自治体でもそのような議会の場での表明あるいは意見等が新聞紙上に見るところでございます。税収が東京都は非常に上がっていると聞いております。ですから東京都が何か措置をされる、これは可能だというふうに思うわけでありますが、さて我々の自治体でそういう大きな減税措置がそのときにとれるかどうか、極めて慎重を要する問題だと考えざるを得ません。今のところは、とてできるわけではない、こんなふうを考えざるを得ません」こういうふうにお答えになりました。

ところが、2カ月をたたずして心境が百八十度変わられたようで、やっぱりじゃあ日野市もやろうということで臨時議会まで開いてですね、よそは3月議会でやるところも多いわけですが、今度は急遽提案をするということで豹変をされたわけでありまして。ある以上は、先ほど申しましたように、土地の今回の固定資産の評価額の改定に伴うアップ率は3年前のそのときに20%でありましたことに比べれば、はるかに半分程度低いわけですね。

そういうことが一つございますし、また市長はこういうことも月曜スピーチで去年の8月24日号でおっしゃってございます。お忘れになっているといけませんから、ちょっと簡単ですから読んでみますが、「国土庁から出される本年4月の地価公示では、日野市の場合、全用途地域で前年比10.8%の上昇率で、区部や都心に近い多摩地域に比較すれば安定の状況でした」こうおっしゃっているわけです。つまり市長の認識は、これは客観的に私は正しいと思いますが、減税できるような状況には一つない。そして土地の評価替えに伴う税金へのはね返りというものは懸念するにさほど及ばない状況だということの認識があったわけですね。しかし、なおかつここでやろうということは、先ほどおっしゃいましたように住民の市民の減税を求める、また土地の問題はいろいろやかましく言われている時期に、そうした世論にこたえるという非常に政治的な決断があったから今回提案をしたということにはかならないと思うわけです。

であれば、今、市民部長がおっしゃったように、大体減税というからにはですね、1世帯1,800円程度ということは、ちょっと減税の名に私は値しないものだと思うんです。私は最初せこい提案だと言いましたけれども、まさにそうだと思います。せいぜい他市

でも例がありますように、やはり0.25、減税額、1年に2億3,000万程度の減税があって初めて減税をしましたということに私はなると思うんです。その点、お答え、これはなくても結構ですが、やはりこれも減税だというふうにお考えなのかどうかですね、もう一度その辺のお気持ちを聞かせをいただきたいと思います。

それから、東京都のことをちょっとおっしゃったんですが、私が先ほど東京都の鈴木知事がせっかく都市計画税減税の道を開いてくれたと、だから、そういう時期であれば、最初の、今お聞きしたこととも連動するわけですが、ここでせっかくやるからにはもう少し踏み込んだ姿勢を示していただきたいかと思うわけですが、都の場合はですね、都市計画税収入の約7割を企業用地からの収入が占めているわけですね。そういう状況だから、東京都の場合には23区に限って、いわゆる公益に当たるという新しい判断を行って、一律に税率を変えないで不均一の課税を導入するというで、公益ということをはたしながら自治省の方も黙認といいますか、東京の地価対策にいろいろ悩んでいる特別な事情というものを、暗黙のうちに自治省も了解をしたということがあるわけです。

ですから、東京都は各26市に対して、つまり都市計画の税の減税は人口減少もないし、やらないよという意向を伝えてきている、というふう聞いておりますので、東京都との、23区との事情は違うわけですが、せっかく、しかし、全国でもまれなこういう不均一の税制を都が採用して、都市計画税というものに手をつけたという背景からすれば、当然他市が、他市に全く例がないわけではないわけですから、せめて0.25あたりの数字をやはり念頭に置いて考えていただきたいかというふうに思うわけでありまして。

市長の言われた、どの部分を今回の提案の理由に持ってくるかということは、それは市長のお考えもわからないじゃないんですが、やはりそこまでせっかく踏み込んでおやりになる以上は、私はむしろ積極的に解釈の幅をもう少し広げて、やはり地方税というのは自治体みずからが税率を決めていくということが本来建前でありまして、そうした考え方をもとに取り組みを、これからもまた評価替えが昭和66年度にあるわけですので、それに向けてぜひそうしたお考えを固めていただきたいと思うわけです。

12月議会ではやらない、というようなことを非常に強くおっしゃったにもかかわらず、ここでせっかくやるということをいろいろな状況を判断してお考えになったわけですから、考え方を改められたわけですから、いろんな足かせ手かせがあるかも知れませんが、もう少し踏み込むことが可能ではないかというふうに私は思います。その点、最初の質問とまた同じ形になってしまいますが、もう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、63年度予算のことなんですが、予算案にはこの提案してある条例をもと

に既に組み入れてある、というふうなことを私は聞いたんですが、しかし、今、市長は、まず議会に臨時議会を開いて議会の意思に沿って組み入れ、また予算の、つまり税収の部分ですね、歳入の部分について議会の意向に沿っていきたい、ということをおっしゃったわけですが、ちょっとわかりませんのは、予算書というものはもう印刷されているのかどうかですね。その点、これは長谷川企画財政部長の御答弁になると思いますが、ちょっとその基本的なところをお聞きしておきたいと思いますので、この件はそれを確認をしてもう一度続けたいと思います。

それから、他市の例を今わかる範囲で資料を見せてもらっているんですが、0.25よりさらに踏み込むところもあるわけですね。で市長は、武蔵野と三鷹を挙げて大体日野と同じようなものをとっている、というふうにおっしゃったんですが、武蔵野それから三鷹の場合は、特に武蔵野の場合は0.22でスタートしている経緯があると思いますし、三鷹の場合も0.24から年次を追って多少またもとに戻す方向で逐年率を変えてきているようです。ですから、今回0.25以下を表明しているところもあるように聞いておりますし、武蔵野や三鷹の場合にはさらに現実に踏み込んで、それを実現していたということでありまして、事務当局の方で、いろんな想定をした減税額というものの計算をなされていると思いますが、1世帯当たりの、トータルでは今お答えいただきましたのでわかりましたが、これは総務委員会でも結構ですが、小規模住宅用地の165平米、50坪のモデルケースの場合は、やはり議会ではそのくらいやるべきだということになるかも知れませんが、具体的にどういう数字がそこで示されるのか、ぜひちょっと大変かと思わずけれど、算出をしていただきたいと思います。そのことが可能かどうかですね、お答えをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私が12月議会で、去る12月議会で何名か、いわゆる異常高騰に伴うその税制の措置を問われたという際の、今その答弁内容を用いての質問なんですが、私は、そのときに慎重にということをもっと強調してまいっております。本市の、何回も言いますが、都市計画税を財源といたしますいわゆる都市計画事業が、このように強い意気込みで取り組んでおる、この時期でございますから慎重にならざるを得ない、ということは確かに答えをしたとおりである。

ただし何かこう突然豹変したということではないわけでありまして、都下、都の対策が何か打たれる可能性がある、その際には何らかのことをしないわけにはいかないだろう、こういう気持ちは絶えず持っておったということでありまして。

それから、議会手続のことで予算編成に既にその今提案数値を用いているかと、間近い議会に対する大切な当初予算の編成でございますから、まだ印刷には入っておりませんが、慎重を期してきょうの決定を待っていると、こういうことであります。そのように御理解をいただきたいと思えます。

私といたしましては、先ほど臨時会を特に開かなくてもということも当然出る御意見だと思っておりますけれども、お願いをしております議事の内容のごとく非常に重要な議案だと思しますので、特に臨時会の審議の機会をお願いをして、十分御理解をいただき、かつまた市民にも地でお伝えしていただくことでありますので、そのあたりを十分極めて慎重に慎重を期してお願いをしたと、こういうことでございますので、くれぐれもまたその意味での御理解をお願いする次第でございます。

○議長（黒川重憲君） 市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） モデルケース、要するに165平米程度は総務委員会までにつくるようにいたします。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 市長から大体予算書の内容も含めて御答弁があったわけですが、私たちの会派に対してですね、63年度の予算の内容の本当の大まかな内容ですが、説明が先日ございました。ということは、歳入歳出について大体歳入歳出同額に予算書の場合は機械的になるわけでありまして、1億2,000万円の仮にこの0.275が可決をされた場合、また現行税率の場合、それぞれ想定をして1億2,000万円なくなって飛んでいってしまうか、従来どおり確保されるのか、本当に小幅、市長は小幅とおっしゃいましたが、本当に微々たる減税でありますので、さほど大きな数字の移動等は必要ないのかもわかりませんが、1億2,000万というのは、これは少ないようで、やはり大きい。その辺はちゃんと対応できるように2種類何か想定して原稿を用意しておられるのかどうかですね。私たちが説明を受けたのは、どちらのケースをもとにして御説明があったのかですね、企画財政部長が説明されましたので、その点お尋ねをいたします。

それから、市長のやはり基本的な考え方ではちょっとこれは質問でもないんですが、この予算書ですね、議会を開くという、臨時議会を開くということで議会の意向を尊重するというのであれば、当然議会の意思が決定した後に、具体的なそれに基づく対応をされるというのが、私は自然な、正当なやり方だと思います。ところが、今聞いております範囲では、どうもこの条例改正がなされたという前提で予算の編成をやっておられるような気がいたします。

さかのぼって昭和62年度の、1年前の状況を考えてみますと、当時、例の税制改正関連法案、特に売上税だけが突出をしていろいろ議論の対象になったわけでありまして、これは所得税、法人税等の大幅な減税を含んでおりまして、税制の公平、簡素化ということを目的にした、政府が用意をした当時ではベターと思われた内容の税制改正案であったわけです。で各自自治体には、これをもとに想定を、これが可決成立することを一つ想定をして、その予想の上に立って各自自治体は予算編成を行うように、というような内容の連絡が各自自治体には行っていたわけですが、市長はそのことについては拒否の態度を示して、従来税法に基づく予算編成を行ったわけでありまして。

もし市長がいろいろな市民の減税要望にこたえたいということでの意識が、1年前と今日で変わっていると思いませんが、自分の都合がいいと思ったことはあらかじめ先に改正を見越して予算を組む作業を行う。気に入らないものは従来どおりの形でやるというふうに私には受け取れるわけですが、その辺に一貫性があると市長はお考えになっているかどうかですね。

土地問題というのは社会主義国には存在しないですね。土地の私有を認めていない国には土地問題はあり得ないわけです。新しいこういう国、いわゆる近代国家になって、憲法等で私有財産が保障されて個人で土地を持つことができる、家屋を所有することができる、そうしたものがきちんと法的に整備をされて私たちの財産として土地等がある。完全に法秩序の中で保障され、それが所有できる。一つの制度としては、これは守っていかなければならないし、これらが変わえられることはあっては私は断じてならないと思うわけです。

それだけに土地という問題に対する今重要かつ緊急な課題として、国も地方も挙げて取り組んでいるという時期での提案であります。やはり、こういう国の一つの重要な体制の柱をなす土地問題にかかわる市条例の改正でありますので、やはり市民や国民の要望にこたえるというならば、もう少し踏み込んだ条例の改正があっても私は当然ではないかと思うわけです。これは総務委員会等でまた議論がされると思いますし、新たな資料も出し置きいたしましたので特に答弁はなければ結構ですが、ちょっとこれは、これでは私は物足りないということを市民も皆感じるだろうなという気が強くいたします。

最初の点について質問に答えていただきたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の趣旨は、62年の予算編成に当時税法の改正が政府当局から提案をされてあった。つまり、その影響下の自治体の予算編成に政府の意図に沿っ

たそういう予算編成をなぜやらなかったかと、こういうことと今回のことと比較しての議論だと思えます。

昨年の、つまり62年予算編成のときは、つまり政府のその法律が可決施行されまして自治体にはまだどういう形でそれを補う、つまり減収分を補う措置がとられるのかということ論議はされておりましたが、まだ明確に数値で示されておる状況ではありませんでした。したがってそれは用いない、こういうことであったと記憶しております。

それから今回は、これは今まで申し上げておきますとおり、なお一言加えさせていただきますと、この間、事前の情報を御理解いただく意味での機会に、税収が非常に伸びないことの理由をいろいろ申し上げております。我が市としては、特にまたその事情もあるわけでございまして、今回の都市計画税の減税措置が小幅で非常にけちっている、こういうふうに言われておるようでありますけれど、全くそれには該当しないつもりであります。今の日野市でとり得る最善の策だと、このように判断をし、お願いをしている理由でございます。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） お答えいたします。

本日の提案の税率の関係につきましては、ぜひ御承認を賜りたい。なお、先般の予算説明の中におきましては、私の方も先ほど来市長がお答えしておりますが、一つの案としてまとめたものでございます。しかし、その中には当然歳入歳出精査しているわけでございますので、歳入分は2.75で見込んだ中で一つの案を取りまとめて説明をしたということでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） もう質問はこれで終わりにいたしますが、予算書は本当に印刷してないんですか、もう一度、市長はこれから印刷するんだとおっしゃったんですが、ちょっとお答えください。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 部分的には印刷に入っております。ただ、これは最終的に製本にする問題でございます。そういう意味で一定の期限を定めてきょうの臨時議会をお願いしたという経緯もございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） こういう問題は、別に事実が一つあって認識が二つに分かれるということはありませんで、じゃあ印刷は全部終わって、後は、もしこのとおり決ま

ればすぐとじちゃうと、そうでなければ一部印刷差しかえをやってすぐに、例えば税率がまた変わったり、もとに戻ったりすればそれに対応するというようなことで今やっておられるのかどうか。印刷は一部やっておられて、まだこれからやる部分もあるというふうに考えればいいんですか。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） まだ原稿を印刷室へ入れたばかりでございますので、まだ3分の1程度しか印刷できておりません。よって、今御指摘のようにももちろんきょうの意向を踏まえた中で、十分対応できるというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） やっぱり議会の意向というものは、やっぱり議会の手続、私いっつも言うように、民主主義というのは多少まどろっこしくても手続、これが大切なわけですね。すべて税率も市条例の具体的ないろんな内容ですね、今は前納報奨金のことは全然議論になっておりませんが、これも条例が決まればそうなるわけですね。議会はどう決めるかということにかかっているわけですね。しかし、原稿は全部入っているということは、原稿は改正を見越してつくられたものが入っているということですね。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 印刷ということは、これは事前の作業であります。つまり市長がどの数値を用いて決裁をしているかということに一番の根拠があることはもちろんですから、私はまだ決裁をいたしておりませんから御懸念はないということで、ひとつ御理解をお願いしておきます。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 質問の前に一つだけ市長に御注文申し上げておきますので、人事の問題は越権行為ということになるかもしれませんが、しかし、市民の立場で、こうあってほしいなということで一言御意見申し上げておきたいと思うんですが、建設部長が今度かわられまして、その永原部長云々ということは全くございませんので、一般論として申し上げるので誤解のないように聞いていただきたいんですが、この部長職のあり方なんですが、私は新しく部長につく方は、できれば新人の抜てきといいますか、いう形での登用を図ってほしい。そして定年、例えば1年後に控えた部長さんは例えば参与になっていただいて、長年の経験を後輩の部長にアドバイスをすると、経験を生かしてですね、アドバイスをしていただくというような形の体制。定年を1年後に控えて部長職につくというふうな形にすると、その辺のところに、いわゆる仕事に対する取り組

み意欲を、個人的に云々言っているわけじゃありませんよ、重ねて申し上げておきますけれども、永原部長どうのこうのと言っているわけじゃなくて一般論として言うんですが、定年を1年後に控えた形での部長、新しく部長につくというのは、いろんな意味で受けとめ方も、何ていいますか、部下にしても職員にしても市民にしても期待感といえますかね、そういったものがいま一つ盛り上がってこないような気もするわけです。

したがって、今後の人事については、新しく部長職につけるという場合は有能な課長職の人材もいっぱいおられるわけですから、抜てきして、そして参与には参与の役割というものがあるわけですから、その若い部長を経験豊富な参与がカバーしてあげるという形の中での体制が一番人事の活性化も図って市民の期待にもこたえられるんじゃないか、というふうにも思いますので、今後、人事のあり方について一言余計なお世話だと思おしいになるかもしれませんが、市民の立場から一言提言を申し上げておきたいと思おいます。

さて質問でありますけれども、まず、条例の都市計画税の前にですね、前納の報奨金の条例改正がありますけれども、この改正は税金を払う立場からすれば、実質的には増税というふうな、同じ意味になると思おうですね。（「そうだ」と呼ぶ者あり）したがって、この改正をした場合にはどの程度の財源が浮いてくるのか、数字を教えてくださいたいと思おいます。

それから、この都市計画税の減税の論議をする前の参考として企画財政部長にお伺いしますけれども、東京都を初め、都下26市の63年度の一般会計予算案がもう出てかなり情報をつかんでいらっしゃると思おいますので、その知っている範囲内での予算規模の伸び率の数字をちょっと議論する前に資料等を参考にしたいと思おいますので、数字を教えてくださいたいと思おいます。とえあえず、その2点。

○議長（黒川重憲君） 市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） それでは1点目の前納報奨金15万円の限度額を5万円にした場合、どのくらい支出が少なくなるのかということなんですけれども、これは固定資産税と市・都民税の2本に前納報奨金の対応をさせていただきますけれども、合わせまして年間450万円程度が少なくなるということでございます。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 2点目の各市の予算規模の問題でございますが、大変議員さんには申しわけないと思おいますが、私の方も他市の予算規模の状況を今全くつかんでおりません。まことに申しわけないと思おいますが、現状ではつかんでないのが実

態でございます。

○議長（黒川重憲君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 財政当局の最高責任者ですから、他市のそういう予算規模の案の段階でありますけれども、新聞などでも報道もされますでしょうし、あるいは横の連絡での情報収集ということは可能だと思いますので、やはりそういうふうなものも、ぜひつかんでおいてほしいと思おいます。その方が私どもも議論しやすいわけありますけれども、なぜこういう話をするかといえますと、今減税論議しているわけですが、森田市長は、いわば世論といえますか、ムードといえますか、そういう流れの中でせざるを得ないといえますかね、というふうな形で答弁をしているわけありますけれども、先ほど来から議論されていますが、この減税の額といい、それから提案の時期といえますかね、といい、かなり市長自身の答弁の中にも臨時議会の今回開いたことの是非の意見も出るのではなかろうか、というふうに市長自身もやっぱり引っかかっているものがあるわけありますけれども、この今回の減税提案にはいろいろ疑問があるわけです。

しかし、減税そのものは、これは税金を払う立場からすれば大いに歓迎したいわけあります。そういう意味で、減税に反対なんていうことはどこからも出てこないわけありますけれども、しかし、まじめに市の行政というものの現状、そして将来を考えた場合、今回のような取り組み方で果たしていいのかという率直な疑問が出るわけあります。

確かに地価の高騰ということは、もうこれはマスコミで取り上げられました。異常な高騰を来したということは、これはもう御存じのとおりでございます。しかしながら、この税の対象になる現実の対応といえますか、これについては東京都においてもそうですし、各自治体においてもいろいろ納税者の立場に立っての対応もいろいろ考えているわけありますけれども、私は、この東京都が都市計画税の減税について一部、特に小規模の土地所有者に対しての対応を考えているというふうな一つの流れですかね、流れというか政策を考えているという、そういうことでムードができてきたということで、この26市でも、8市でしたか、を除いて減税提案をいろんな形でできてきているというムードができておることは確かであります。で、そういうムードからすれば、減税ということも日野市でも考えてもいいわけありますけれども、しかし、日野市がじゃあ東京都や他市と同じような、そういう同じような状況ということで、あるいは条件ということで減税を考えていいのかどうかということです。

東京都の一般会計の予算規模は、たしか、間違っていたら指摘していただきたいんで

すが、19%を超えるというふうな大幅な歳入増が見込まれているわけですね。で他市の方の実は予算規模も、私も本当は質問の前に調べておけばよかったんですけど、財政部長に聞けばこのぐらいのことはもう答弁してくれるだろうと思って調べてなかったんですけども、日野市の予想される予算案についての予算規模は1.1%増という、実質的にはもうマイナスというふうな予算規模になるわけですよ。まして都市基盤整備なんていうのは、三鷹とか武蔵野なんかとは比較にならないぐらい立ちおけているわけです。だから、そういう状況の中で1世帯当たり1,800円の減税だというふうな形で、ムードに乗っかって日野市も減税をやりましょうというふうな、そういうふうな安易な取り組み方でいいのかなというふうに思うわけでありまして。

この評価替えの上昇率の推移を見ても、先ほど古賀議員も触れましたけれども、過去の48年には1.89とか、51年には1.30、1.17とかいう、そういう経緯を経てきて、今回が1.18ということでありましてね。わずかの評価替えの上昇率に推移しているわけですから、この課税の根拠からいえば減税というふうなものは特に見当たらない、むしろ3年後の66年の評価替えのときに、このギャップのときにどう対応するかというのがもう大きな問題になるだろうと思うんですけども、減税の、そういう意味での都市計画税の減税というのは、その段階で日野市の場合はですね、考えなくちゃならないんじゃないかというふうに今思うわけでありまして。

それで、1世帯1,800円というのは家族4人でどこか食事に行けば、もうすぐ吹っ飛んでしまう金額です。すかいらーくとかフォルクスなんかじゃとても足りない。せいぜい本当にうどん、そばでも家族4人で食べてなくなるという金額なんです。そうすると、この1世帯1,800円の減税をするために、またこれにはいろんな経費をかけているわけで、それから現実にはこうやって臨時議会を開いたりして大変な手間をかけているわけです、経費をかけているんです。

だから、それはそういうふうな取り組み方は緊張感ももたらさない、財政当局にも。むしろ私はそういうとらえ方じゃなくて、例えば日野市の場合にもですね、他市の皆さんと同じように大幅に減税をしたいところです、都市計画税についてですね。ですが、日野市の場合には、他市の都市基盤整備とか、いわゆる都市計画税本来の目的が果たされていないので、減税したくても減税できないのが現状です、御理解いただきたい。しかしながら、市の行財政の運用を見直せば、3億、4億の財源が生み出せる。それを減税しますという提案をしてほしい。ムードだけでこの1,800円、1世帯1,800円の減税をして、減税しましたという、このポーズね、ちょっと嫌みになりますけれども、各市の

この、嫌みになるけれども、これは本質をついているわけです。どういうことかという、もうこれは事実がはっきりわかってきたけれども、各市の状況を見ますと、さっき提案時期の是非がありましたけれども、3月に3月議会で審議されるのが大方の市なんです。そして、国立だけが12月議会で審議、つまり63年度の予算案に間に合わせようと思う場合には、重要な議案だと市長が再三言っていますように、重要な議案は本会議で審議するのが一番ベターであります。

したがって63年度予算案に反映させようという、さっき印刷した、しないのやりとりをしていましたけれども、賢明な市民が聞いていたら、もう全く何言っているんだというふうな受けとめ方をしていると思うんですよ。つまり一部印刷に入れていますとか、市長が決裁しないものは印刷にかけられないどうのこうのと言ってましたけれども、市長は決裁した数字が出て初めて事が起こせるわけですよ。ですから、そういう一部、一部というのはじゃあ何%だなんていう議論になったら全くナンセンスで聞いちゃいられなくなるわけですから、基本的なやっぱり取り組み方というのはそういう議論じゃないと思うんですね。

まあちょっとそれましたけれど、63年度の予算案に反映させようというなら12月議会で、しかも日野市議会でも各議員の皆さんが減税せよということを言っているんですよ。63年の予算案に間に合わせたいなら12月議会、そうでないなら3月議会で提案して可決された後に補正で対応すればいいわけです。そういう常識的な対応をどこの市でもやっている。ところが、やってないのが日野市と保谷市だけなんです。これはどちらも革新市政。点数稼ぎといいますかポーズ稼ぎのじょうずなところ、革新市政の日野市と保谷市だけなんです。（「そのとおりの」と呼ぶ者あり）保谷も臨時議会を招集しているんですね。（「ポーズでやっているんじゃないの」と呼ぶ者あり）いいですか、つまり今のこの臨時議会でやる意味は全くありませんよということを言いたい。

63年の予算案に反映したいというなら12月議会でなぜしないんだ、という当然の声が出てくるわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そうでないなら3月議会で間に合うわけ。ほかの市もやっている。臨時議会を開いているのは日野市と保谷市の革新市政だけなんです。市民に対して私は減税をしましたというポーズをとりたい、その革新市政だけがこういうことをやっている。その前に議会の皆さんがやれ、やらなきゃいけないと言っているんですよ。ですから、この臨時議会だって簡単に市長は考えているんですけども、経費がかかる大変なんですよ、こういう有能な部長さんたちを1日拘束して、我々だって市民の皆さんにいろんな情報収集もしなきゃいけないし、いろんな役割を果

たさなければいけないんですから大変です。合理的にやってほしいんです。だから、この臨時議会を開く意味なんていうのは、そういう意味ではないんです。市長の点数稼ぎだけの保谷市の都丸市長と同じ次元での、これは失礼に当たるかもしれませんが、しかし、そういうふうにもう言わざるを得ない。そういう点での提案時期のずれはですね、市民から見て、素直に見て、これは全く日野市と保谷市はおかしいな、こういうことになるわけです。

したがって、そういうふうな話がそれていきますけれども、そういうふうな提案時期については全く市長がいろんなことを苦し紛れに言おうと筋の通らないというか、3月の定例議会でやるべきだというふうに思うわけでありまして。それを強く指摘したい。

それから、税金というものは、納税者は全く矛盾する期待を持つわけです。相反する期待を持つわけです。どういうことかということ、税金を払う市民は、できれば税金は安くしてほしい、できれば払いたくない。税金に対してはそういう気持ちを持つのは当然なんです。これは高額所得者の市長だってそういうふうに思っているんじゃないんでしょうか。で一方で、税金を払う以上はたくさん行政サービスをしてほしいという、そういう期待も持つんです。これはもう全く一つの税に対しての納税者の気持ちというのは相反する期待感というのを二つ持つんです。ですから、そういう税金の性質といえますか、イメージというものを、やっぱり市長あたりがもう何ていいますか、正しく把握し、理解して市民感情というものをとらえて市民の期待にこたえなきゃならないわけですから、今言ったように、うどん、そばを家族4人で食べたらなくなってしまおうようなポーズだけの減税ではだめで、そういうのは決して市民は喜ばない。都市基盤の整備もおくれおくれになっている中で、その1,800円程度の減税を1世帯されたからといって、いやあ森田市長、よくやってくれましたなんて、果たして私は喜ぶかどうか、むしろ選挙の材料とか党の宣伝材料には格好の材料かもしれません。減税したということについての大義名分は立派ですから。

だけど、実質的にですよ、真剣にまじめにそのことをとらえてみますと、決して市民のために果たしてなっているのか、むしろ市民のために減税するならば行財政改革をやって、今、世がこの都市計画税減税のモードの中で他市もやっている、日野市だけやらないという日野市民の皆さんに大変申しわけない。だけど、現実には日野市は都市基盤整備がおくれているから、その都市計画税本来の目的を果たすためには都市計画税減税できないけれども、行財政の見直しをすることによってこの経費の財源を浮き出した、浮かした、その分で3億なら3億ですね、1,800円よりも5,000円とかですね、もう少し減

税して本当にいただいたというふうな、しかも市当局が血のにじむような努力をして減税したんだと受けとめられるような減税提案をしてもらいたいわけなんです。だから単にモードに流されてこの減税提案をやるなんていう、そういう考え方、そういう考え方があるからここで臨時議会をやってなんていうふうに保谷と同じようなことをやっているわけです。まじめに日野市民の納税者の立場に立って考えるならば、私が今主張したようにですよ、都市計画税のモードに押し流された減税提案ではなくて、行政の本来の職務を見直しして、そして行財政の見直しをして、血のにじむような努力をして財源を浮かした、その分を日野市の場合には減税に充てましょうというふうな、そういう形をやるのが本当ではないかというふうに思うわけです。

そういう点で、今回のこの減税の提案の時期といい、それから予算規模とかですね、いろんなそういうような背景、それから都市基盤の整備の状況といえますかね、他市と比較した場合に、同じようなそういうモードに流されてやっていいのかということの一つの警鐘として、やっぱり私は一言言いたい。決して減税に反対するわけじゃない。減税はしてもらいたいんだけど、減税するからにはむだな部分を節約して、見直してこういう部分を減税しますという、そういう提案をしてほしいと、こう思うわけです。

したがって、それはやる気ならできるはずですよ。したがって、この都市計画税の減税というのは、議案をとりあえず議長預かりでもさしていただいて、この行財政見直しの部分から1,800円じゃなくて、1世帯当たり5,000円ぐらいになるような減税提案を改めて出していただくぐらいの気持ちを持ちませんか。そうでないと次の選挙に勝てませんよ、市長。どうでしょうか。

- 議長（黒川重憲君） 市長。
- 市長（森田喜美男君） …………… 承っておきます。
- 議長（黒川重憲君） 小山良悟君。
- 14番（小山良悟君） 大変恐縮ですが、もう一度一言でお願いします。申しわけありません。意味がよくわかりませんでした。
- 議長（黒川重憲君） 市長。
- 市長（森田喜美男君） 今のお話を承っておきますとお答えいたしました。
- 議長（黒川重憲君） 小山良悟君。
- 14番（小山良悟君） それでは、それを真正面から受けとめていただくということであれば、この減税の額、それから減税の名目といえますか、ということも含めて総務委

員会でもかなり突っ込んだ審議をしていただけたと思うんですが、そういう過程の中で、新たな私の意見に沿った形での減税提案をされることを大いに期待して、質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君） 今までの質問者の方と多少重複するかもしれませんが、御勘弁願いたいと思います。

たしか12月の議会、前回の12月の議会で都市計画税の減税について川嶋議員と古賀議員が質問されております。私の記憶によれば、かなり市長は、この減税については否定的な答弁をされておりました。記憶違いということもあると申しわけないので、事務局へ行って議事録の原稿を一応目を通してきたんですけども、ほぼその記憶に間違いがないわけですけど、市長はこういう発言をされているわけです。一つは、評価替えの基準日が地価暴騰以前の時期にとってあるから、そんなに今回の評価替えの上昇率は高くない、これは事実この表を見てもそのとおりです。いま一つは、日野市では下水道の受益者負担金をとってない、その分、十分埋め合わせができていたんだ、ということが論拠に挙げておられました。たしか、とれば60億円とれるんですけど、これはとってないんだと、それで埋め合わせができるんじゃないかと、こういう発言だったわけで、かなり断定的に都市計画税の減税はしませんと、こういうふうにはっきり発言されております。

私、そのときに聞いてびっくりしたんです。こんなにはっきり物を申しているのかなと。ほかの職員給与の問題にしても、これは自治体のことはよくほかの自治体との横並びという線が非常に強いわけです。その時点で、たしか都知事は既に所信表明まで都市計画税の値下げを表明されており、他市でもこういう動きが見られたわけですから、将来、他市で都市計画税の減税をした場合、日野市長は困るんじゃないかなと私心配しておったわけです。過日、議案書が届いて配られたときに、おやと思っていたわけですけども、まだあの時点から2カ月とたっていないわけです。事情も全然私は変わってないと思います、減税条件もですね、全然変わってないわけです。いかなる心境の変化を来してこのような提案をされたか、市長にその辺の気持ちを、まずお伺いしたいと思います。……

○議長（黒川重憲君）…………… 篠野行雄君の答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 今まで質問の方の数名にも既にお答えをしているつもりでありまして、12月議会になかなか動ける状態ではないというふうにはお答えをいたしております。そのときのまた心境はそう簡単に減税ということは決断できないという気持ちが確かにございました。

それから、東京都の動きが始まったのが、たしか1月の8日ごろだったように思っておりますが、つまり東京都の措置が出た、東京都の措置が出れば何か連動しなきゃならない事情が生じてくる、このことも意識として持っておりました。そのようなことを表明したように思っております。よろしいでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 篠野行雄君。

○17番（篠野行雄君） これは古賀議員の質問に対する答弁の最終部分ですが、さっきちょっと古賀議員も触れられましたけれども、ここだけコピーしてきましたので読んでみます。こういうことを言ってます。「基本的にはまだそういうことございまして、直ちに現在の0.3%を0.25%にするとか、0.2にするとか、こういう具体的なことは、むしろ今後の動向に、東京都の態度によって決めたい、このように思うわけでございます」これからは問題なんですけれども、「今のところ、とてもそんなことをできる状況ではない」と、こういうことを1月ばかり前に言っているわけです。これは私、少し首尾一貫性がないんじゃないかと、このように申し上げているわけです。（「だから私が助け船出しているようなものじゃないか、よく聞いておけ」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 答弁、どうですか、市長。

○市長（森田喜美男君） 先ほど申し上げたとおりでございまして、容易に税率を、いじるという言葉はさっき言ったように思っておりますけれど、そういうことは当時の心境では非常に慎重を要する、こういうふうな気持ちでございました。その後、東京都の動きが出ましたので、ムードという先ほど言葉が言われておりましたが、ムードというのはちょっと私には気持ちが一致しないわけでありまして、苦しみに苦しんでこう

いう措置をとることを決意をした、こういうことでございます。そのように御理解をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君） それじゃあ、いま少し前からこの議事録を読みます。こういうことなんです、実は市長の言っていることは。こういうことです。東京都で減税措置をすると、そうすると、これは同じ都民として26市の市民が26市もやれということは当然の声だと、ただし26市は東京都のように税収が豊かでない、何か新聞で読んだことがあるんですが、62年度の子算と決算の税収の見込みは、たしか小山議員は先ほど19%というお話だけれど、二十何%とかの税収が決算時には予算よりも余計だというようなことを見たことがあります、そういう豊かなところではいいけれど、26市ではこれからやらなければならない事業も多くあり、こういう減税ということは無理だと、そういう声があるとしたら、東京都で何らかの補てん措置をとるべきだと、26市に対してですね。それができた上でないと減税は無理だと、都市計画税のですね。こういうことを市長は言われているわけです。

ところが、今までの説明を聞いていると、都でそのような補完措置をしたということは全然私説明で聞いておりませんけれども、その辺はどうなっておるんですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 都の施策が多摩の各市に影響するというふうなことのある際には、都でいろいろな裏づけの配慮をしていただくという信頼関係がございます。私も、このたびのこのこともそのたぐいというふうに思いかけておりましたけれど、説明をしてみるとそうではない。つまり厳正に言えば、まさに東京都の区部という地域の状況が土地の異常高騰のために、ついに住み残れなくなって、納税等のために住み残れなくなって、そうして人口が現に減り始めた。この根拠が東京都の説明は、つまり減税ということの都民生活、区民生活を安定される公益的理由になるんだと、こういうことのみで説明がされております。そのことに多摩の各市の市長はかなり疑問も感じまして何か面倒を見てほしいという依頼感、期待感は決してなくなっておりません。

しかし、自治省から見られると、このたびの減税措置も、これはペナルティーに値する。特に公益性ということが理解されない多摩の各市では、よく近ごろ行われますところのペナルティーに値する、こういうこともあるようであります。しかし、これはどうなるかまだ決まったことでもありませんし、東京都も何か配慮されるやに、これは公式の場では申せませんが、これからの課題が残っておるというふうに我々も受けとめ

ております。

そういう次第でございまして、簡単に動けないという理由を、そういう言い方で過去の議会に、12月議会に表明をし、そのことで何か態度が豹変したとか、あるいは何か時流に乗ったというふうにとられる面があるかもしれませんが、よその市が全部対応されるのに我が市のみが全く無関心というわけにもまいりません。そういう意味で、まさに内部で討議もいたしましたし、苦心に苦心を重ねて今回の提案をさせていただき、こういう内容でございますので、ぜひひとつ御理解をお願い申し上げたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君） 私の言っているのは、この議案自体がどうかということじゃないんです。再三申し上げているように、まだついせんだっての12月議会の発言と今回のこの提案とは首尾一貫しないではないかと、こういうことを言っているわけです。今、東京都の態度がどうの、財源の裏づけがどうのこうのという発言がありましたが、こういうことを正確に言うと市長は発言されているわけです。多分東京都がそういう減税措置をなさるのならば、自治体も連動せざるを得ないかもしれません、これは今市長が言いましたね。確かにそういうことだと思います。よそで減税しているのに、日野市だけ減税しないわけにもいかないという事情はわかるわけです。それに対し、まず財源の裏づけは、やはり都も当然考えられるはずであり、そういうふうに思いたいわけですから、したがって、その状態を十分見守らなければならないというふうに答弁をせざるを得ないと。その態度というのは、その状態というのは都の対応ですね、つまりどれだけ財源の裏づけをとってきているかと。これに状態を見て態度を決めたいと、こういうふうに12月議会で発言されているわけです。だから私はさっきから聞いているわけですが、じゃあ何か都で対応してくれたのかと、こういうふうにくどいようですが、質問しておるわけですから、その辺、いま一回答弁願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御理解にいろいろ、御理解のしにくいことで御指摘をいただいておりますが、私の考えの推移は、きょう御説明しておるとおりでございまして、終始一貫してないというふうに言われればたしかそうごとにとられる面もあろう、こう思っておりますけれど、しかし、慎重な、慎重に慎重を期して、そうして今回の措置を決めて議会に御提案をしておると、こういう経緯でございますので、そのあたりのところを御理解いただきたいと思っております。

それから、東京都の今後おとりになる措置につきましては、これは既に主張としては

申し立てておりますので、このことに連動してということはまた直接には都としても困難かもしれませんが、別の方途もあろうと思っておりますので、今後またよく誠意を尽くしてお願いをし、多摩の都民に十分な配慮をしていただくということは、これはもう共通の課題でもございますので、御理解をお願いいたしたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君） 私は12月議会の古賀議員あるいは川嶋議員に対する市長の都市計画税の減税についての考え方も、十分にとは言わないまでも、かなり理解しているつもりです。そして、今回のこの提案についても全くこれも100%というわけにはいきませんが、ある程度市長の立場も理解しているつもりですけれども、一応本会議、委員会でもそうですけれども、発言というのは後に残るものですから、なるべく慎重にさせていただいて、首尾一貫させて答弁をしていただきたいということを一言お願いして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。質疑ですか。小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 再度の御指名をいただきましてまことに恐縮でございます。特に重要な問題でございますし、先ほどのいろんなやりとりもあった経過の中で旗野議員が質問されました。

その中で、古賀議員に対する答弁ということで引き合いに出しているわけですが、とても日野市は都市計画税減税できる状況じゃないということを市長自身がみずから申し上げているということは、市長自身が今答弁されたわけですね。ですから、私が先ほど申し上げましたことは、まことに的を射た私は提言をしているんですよ。よく後で速記さんに私の言ったことを聞いて、調べて吟味してもらいたいんです。だからこそ普通の状況では、都市計画税という形での減税はできる状況じゃない。しかも東京都が何らか補完すれば云々というふうなこともあったわけですが、そういうふうな状況もないという中でのことですから、なおさらそういう意味では先ほどから言っているように、まじめに市政の将来のことを考えれば、時流に乗った形での都市計画税、つまりもっとはっきり言えば、内部努力をしないでの減税提案では、そう簡単に市民は納得しませんよということを言いたいわけなんですよ。

だから私が言うのは、同じその減税提案するにしても、意味の違うといえますか、本質的に、内部努力をしたことによって財源を2億、3億浮かすことができた、だから、その意味での減税だという、そういうものを示すべきだということを言っているわけなんです。入るを削って出るを制すると市長はよく言っております。これもとにかく入り

の方を削るわけですね。ですから出るの方の部分もそれに合わせて努力しなければバランスが崩れるわけですよ、財政のバランスが。

したがって私は、安易にですよ、安易にその時流に乗った形という、それも素直な表現じゃないかもしれませんが、私は表現力が乏しいからそういう表現しかできませんけれども、そういうことじゃなくて、日野市の現状は市長自身がよく知っている。だからこそ、私が先ほどいろんなことを提言したわけでありますから、内部努力をですよ、内部努力をしてこれだけのものを生み出します、という部分も合わせて示してほしいということを言っているんですよ。

税に対する期待というものは、相矛盾するものを市民が持っているということを先ほど申し上げました。だから行政サービスは落とすはしくないわけです。いいですか。税金を少しでも安くしてほしい。相当耳が、聞き分けがちょっと市長は私の言うことは素直に聞いてくれないものですからしつこく言いますけれど、そういうことは申しませんが、（発言する者多し）いいですか、市長、静粛な環境でやりたいと思えますので、いいですか、市長、どうですか、内部努力を、この減税提案に当たって総務委員会でいろいろやるわけですが、これは、やっぱり内部努力をしましたと、それによってこれだけのものの部分ですね、減税の額の問題もいろいろ議論はありますけれども、仮にこの額に限定するというならば、この減税に見合う分の内部努力をして財源を生み出した、したがって市民サービスの低下はありません、というふうなものを総務委員会に出しませんか。そのぐらいの気持ちで取り組まなきゃだめだ、ということを私は言いたいんですよ。それが答弁に値しないということですか、私の質問が。ぜひ、その間に、努力しないで減税の、都市計画税の税率を下げるというだけの提案では、私はもう簡単に、はいそうですか、というわけにいかない。

この減税した分、つまり税に対する期待というものは、行政サイドの見返りも市民は持っているわけですから、その期待にこたえるためにも、その部分のやつを内部努力によって生み出して行政サービスの低下を来しません、というものを示さなければ安心して税金は納められないじゃないですか、市長。（「そうだ」と呼ぶ者あり）違いますか。そのことを私は強く主張したいんですよ。前向きに検討していただけますか。そのことだけ一言御答弁、余計な答弁は結構です。一言だけお願いします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 先ほど慎重に承って対処したいと、こういう気持ちを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）
.....
.....

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） きょう都市計画税の軽減措置と報奨金等の問題で臨時議会が持たれたんですが、るるいろんな質疑の中で恐らく総務委員会に付託になるのではなからうかと思いますが、私も一、二の意見を申し上げて、ぜひ総務委員会で慎重な審議をしていただきたいと思います。

質疑はもう十分なされているので申し上げませんが、どうか総務委員会で、ただ私1点、いわゆるぜひそういう面を究明してもらいたいというのは、市長は確かに筋論を申されて予算の上程前に条例を改正される。このいわゆる何ていうか趣旨もわかりますが、少なくともいわゆる税の問題を軽減するにしても増額にしても、かなり慎重にやるべきではなからうか、しかも東京都が軽減している問題と、私は26市がこの軽減措置をしている問題とは若干内容については異なりますので、その辺を踏まえて、それから決してまた他市でも、きょう現状の中を見ると、決まったというところは本当に少ないわけですね。ほとんどの市が、いわゆる3月の定例会の中で、何ていうか審議されると、こういうことなので、日野できょう臨時議会を持たれたことはもう持たれて、きょうここまで来たんですから、そのことに対して私は云々申しませんが、どうか総務委員会で決まっていこと、還元されるということは市民から見れば、もっと多くしたらどうだという質疑もなされておりますが、私もそういうことも考えられます。

ただし、現状を踏まえた場合のことを考えると、額はどこにするのが妥当かどうかということは、理事者サイドで考えることと、いわゆる議会側の考えることと必ずしも一致しない場合があり得ると思うんですね。その辺を踏まえて十分な慎重審議をされることを強くお願いして、私の意見といたしておきます。よろしく申し上げます。

○議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第1号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時22分 休憩

午後10時26分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君） 議案第1号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、総務委員会の審査経過を報告申し上げます。

改正内容につきましては、上程の際の説明のとおりでございますから、重複を避けまします。ただ、軽減税率を他市よりも高めの100分の0.275にした理由だけ説明が詳しくございましたので、さらにつけ加えて申し上げます。

その一つは、昭和63年度の評価替えによる日野市の上昇額に見合った率を基本に減率をしているということ、もう一つは、もともと他市と比べると日野市の評価額は低く抑えられているので、他市の減税の割合よりも少額となるような税率となっている。この2点が説明をされたところでございます。

質疑の主なものを申し上げます。

一つ、付則により税率を変更した理由と、その時限性に問題はないのか。答えとしては、他市もすべて付則による方式によっている。

2、前納報奨金の限度額についての問題。これは総額の60万円以下がこれまでは対象であったけれども、今度からは20万円以下のものしか対象にならないということござ

います。

三つ目としては、日野市の評価額が他市よりも低いという根拠はどこにあるのか。これに対しては、各市の評価額が公示地価にどれほど近づいているかを示す達成率で示すことができる。具体的に八王子市との境などでは、両市の評価額にかなりの開きがある例がある。

四つ目としては、評価額が低過ぎることへの国や都のペナルティーはないのか。答えとしては、他市とのバランスを踏まえるようにとの指導はあるけれども、ペナルティーというものはない。

五つ目としては、今回の評価替えは地価暴騰の影響はほとんど出ていない。むしろ3年後の評価替えのときが心配であるが、時限立法とはいえ、一たん下げた税率を復元することはできるだろうか。答えとしては、例えば武蔵野市や三鷹市は既に3年前から税率を下げているけれども、今回さらに下げる方向で上程を準備していると聞く。なかなか復元は難しいと思う。

六つ目としては、小規模宅地への不均一課税が公益性があるからということ、東京都つまり区内だけには許されているのに、日野市あるいは26市に認められないのはどうも納得ができない。事務局ではいろいろな検討をしてみたのか。答えとしては、いろいろ事務組合等で検討をしてみたけれども、多摩地区は人口増があって、どうしても無理である。

次に、しからば公益性というのは、一体どういうとらえ方がなされているのだろうか。

10番目としては、減税して財政の長期計画からいって、事業を圧迫をするようなことがないか。答えとしては、この程度の減税額であれば、事業のペースダウンを来すことはなく対応できると思う。

最後、11番目として、今回の減税額に対する説明資料はいかなる試算のベースに基づいているのか。答えとしては、税額の試算はすべて昭和62年度をベースとして計算をしている。だから今後の人口増等による地目の変更あるいは新築家屋等の増加を考えれば、税収は自然増も見込まれよう。しかし、それは計算することができないので、今回の試算には加えられていない。

これらの質疑が何回かの休憩を挟みまして熱心に行われたところでございます。

以上で質疑を終結をいたしまして意見を求めましたが、その中で、自由市民会議の谷委員より、今回の説明資料の試算根拠は昭和62年ベースということで、64年あるいは65年における地目の変更あるいは建物の新築等、増加等を踏まえれば、多少の自然増が当

然見込めるはずである。とすれば市民への減税をより意味あるものにするためにも税率をもう少し下げたらどうだろうか。具体的には市長の提案を0.005切り下げて100分の0.27にしたらどうか。委員会でぜひ検討していただきたい、との修正意見として出されたところでございます。

この提案には同意する委員が多数を占めたわけでございますが、もう少し会派で持ち寄って検討したい、という発言もありまして、さらに協議を詰めました。

結局、この方も原案がよいとは思いますが、原案に非常に近い修正であり、全会派が了承をするならば修正案に同意するとの発言で納得をしていただきまして、それらを踏まえて、委員全員の署名によります修正案が、委員長あてに提出をされたわけでございます。その修正案の内容は、皆様のお手元に配付をされてあると思いますが、念のため修正部分のみを申し上げておきます。

日野市市税条例の一部を改正する条例を次のように修正する。付則の第28条の中で100分の0.275とする、という部分を100分の0.27とする。このように修正をするものでございます。

以上の経過を踏まえまして、この修正案を採決をいたしました結果、全員異議なく本修正案を可決すべきものと決した次第でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 委員長から今大変丁寧な御報告がございましたが、今回の議会の考え方に基づいて私どもが主体的に減税のための税率を主体的に決定をできたということは大変いいことだと思います。

そこで、先ほど午前中に配られました、午後になりましたか、市側の資料では、63年度から65年度までの向こう3カ年の都市計画税の減収の見込み額が示されておりました。63年度は約1億2,000万円ということでありましたが、今回0.27に税率が変更された場合には、私たちはどれだけの具体的に税額で恩恵を受けるのかどうか。この点、数字の今お話がなかったように思いますので、念のためお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（馬場弘融君） 先ほど配られました資料をお開きをいただきたいと思いますが、そのモデルケースの税額というところの（ハ）ですね、現行と改正案との対比というところをごらんいただきたいんですが、上程の際にも説明がございました。原案では63年度の軽減額が1,800円、64年度が1,900円、65年度が1,900円、3年間のトータ

ルで5,600円というふうなものでございましたが、0.27——修正案になりますと、63年度が2,200円、64年度が2,300円、65年度が2,300円、3年間のトータルでは6,800円というふうになります。

さらに、今総額も聞かれましたか。以上でいいですか。（「総額も」と呼ぶ者あり）それでは総額の方ですが、資料によりますと3ページになりますが、都市計画税のDという一番下の欄になりますね。63年度から65年度（3年間）の減収見込額というところでございますが、0.27になった場合の額だけ申し上げます。63年度1億4,346万6,000円、64年度1億4,822万3,000円、65年度1億4,980万9,000円、3カ年のトータルでは4億4,149万8,000円となっております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） よくわかりました。

市長に、委員会の今回の修正を受けて、いろいろな感想をお持ちかと思いますが、市長にそういう点をちょっと質問の機会が与えられておりますので、ここでお聞きをしておきたいと思いますが、この都市計画税というものは、御承知のように目的税ということになっているわけでありまして、固定資産税と同じように一般会計に入れられてしまうわけですね。そうしますと、固定資産税の上澄みと同じような形になりますので地価が上がる、そして評価額が引き上げをされて、それに伴って固定資産税、都市計画税がアップをする。そのことがまた例えば土地代とか、いろいろなものに玉突きのような影響を与えて市民の不安を呼んでいたわけです。それを解消するためにせっかくここで、市長は減税という形を思い立って非常に小幅の提案をしたわけでありまして、結果的には議会の大勢は、私ども午前中、午後にかけていろいろ申し上げましたとおり、これではやはり市民の期待にこたえる、つまり沿うものではないということが多少最初は同調されない人もいたかも知れませんが、結果的には、委員会では全員賛成ということで議会の意見がここで固まってきているわけです。

今回のこの決定について、市長はどのようなお考えを今お持ちかどうか、やはりもう少し踏み込むべきであったというような反省等もあろうかと思っておりますので、一言お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私も既に何回もお答えをしたとおり、最善の策ということで提案の数値を採用してまいりました。そのことは、将来また3年後の見直しの際にも多分に影響するということも考えたわけでありまして、それから本市の過去に説明をして

おりますとおり、公共下水道においては受益者負担徴収金を徴しない、金額にすれば60億と推定できるものを徴収をしない。あるいは先ほどの報告にもございましたとおり、若干なりとも評価額も他市に比べて低位にあるということで、提案はあるいは他市に比して若干不十分なものがあるというふうに見られるかもしれませんが、誠心誠意の苦慮した結論として提案をしたものであります。

議会におきましては当然また議会の御意見もあることでありますので、今回の修正は、しかもそれは小幅であったということで、何かこれをカバーする方法をまた考えなきゃならない、そういうふうには思っておりますが、御意見は尊重したい。また市民にもそのように説明をいたしたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。川嶋 博君。

○11番（川嶋 博君） 意見として一言申し上げたいと思います。

12月の一般質問の中で、市民要望の強い都市計画税の税率引き下げの考えがあるかとの問いに対し、理事者側は、区画整理、下水道事業推進のために税率を引き下げる考えはありませんとはっきり言われました。その後、他市が税率の引き下げ等の新聞記事にあるように次々と出された中で、日野市がこれに見習って税率を下げる提案があったことに対し、政治姿勢に一貫性がないというようなことではないでしょうか。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

しかし、総務委員長の報告がなされましたように、私の一般質問の趣旨にあるように、税率の引き下げる報告がありました。それに対して一応の評価をいたします。理事者側に対し、今後このようなことのないよう強く指摘いたしまして、私の意見といたします。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 修正案にももちろん賛成をいたしますが、私及び小山議員ともお話がありました。さらに市の機構の見直し、また歳出等の再検討を経て、いわゆる行政改革で浮いた税金でさらに減税を行うという、今後も市側に姿勢を持ってもらうことを強く要望しておきたいと思っております。

特に行政改革というのは、ただ事業を切り詰めて経費をただやたら削るというものではなくて、やはりその市の努力によって生み出された財源を、さらに市民に向けての行政サービスの向上に充てる。また余分なお金がそこで生ずれば減税という形を持ってこれまた市民に返していく。こういうことがぜひ必要だと思っておりますので、今後一層の減税

に向けての努力を求めているとおもいます。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 一言意見を申し上げたいとおもいます。

修正案は、総務委員会の真剣な討論によりまして共同修正ということでございますので、私ども日本共産党も賛成でございます。

ただ、市長の提案の中にもございましたように、都市計画税を地方自治体、この市などが減税をしていくということに対して東京都などの補てん策というようなものが具体化されていないという点は問題を残しているわけでございます。そして、また地価暴騰の原因が政府やあるいは東京都政による都市集中型の土地政策というものに起因するというのは広く国民が指摘しているところでございます。

そういう中で、市のみが都市計画税を減免することによって、あるいは税率を下げることによって市民の暮らしを守っていくということでは、ある意味でイタチごっこというようなことになるわけでございます。

そういう点で、議会としても努力したいとおもいますけれども、今後、日野市当局、市長等におかれましても、26市の市長会、その他を通じて、やはりこの地価暴騰の原因をかえさせるような提言というものを東京都や政府に対して強く迫っていただくように要望して、意見としたいとおもいます。

○議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、修正であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第1号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は、修正可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和63年第1回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午後10時46分 閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長 黒川重憲

署名議員 名古屋史郎

署名議員 竹ノ上武俊

